

陸上自衛隊達第81—1号

防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第29条の規定に基づき、並びに陸上自衛隊が使用する他省庁財産及び民公有財産の取扱いを明らかにするため、陸上自衛隊における施設の取扱いに関する達（昭和43年陸上自衛隊達第81—1号）の全部を改正する。

昭和53年4月27日

陸上幕僚長 陸将 高品 武彦

## 陸上自衛隊における施設の取扱いに関する達

改正 昭和55年3月25日達第81—1—1号 昭和57年4月30日達第122—119号  
昭和63年3月15日達第81—1—2号 平成元年2月10日達第122—127号  
平成7年3月15日達第81—1—3号 平成9年1月17日達第122—132号  
平成12年3月27日達第122—155号 平成14年2月25日達第81—1—4号  
平成18年7月26日達第122—211号 平成19年1月9日達第122—215号  
平成19年8月31日達第81—1—5号 平成21年2月3日達第122—230号  
平成27年10月1日達第81—1—6号 平成30年3月13日達第81—1—7号  
平成31年4月19日達第122—302号 令和元年6月27日達第122—303号  
令和3年3月30日達第81—1—8号 令和4年3月31日達第81—1—9号  
令和5年3月28日達第81—1—10号

## 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 取扱手続

第1節 供用（第8条—第10条）

第2節 維持及び保存（第11条—第13条）

第3節 国以外の者及び他の省庁等の使用（第14条—第18条）

第4節 新営取得協議資料の送付及び行政財産への登録（第19条・第19条の2）

第5節 処分等（第20条—第22条）

第6節 境界標及び建物標識（第23条・第24条）

第7節 仮設物（第25条）

第3章 記録整理（第26条—第28条）

第4章 報告等（第29条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

## 附則

- 別紙第 1 管理人配置申請書
- 別紙第 2 工事完成前使用申請書
- 別紙第 3 供用事務担当官指定の変更申請書
- 別紙第 4 修繕工事の範囲
- 別紙第 5 模様替工事の範囲
- 別紙第 6 模様替工事実施申請書
- 別紙第 7 使用承認の範囲
- 別紙第 8 行政財産（他省庁財産等）使用許可（承認）副申申請書
- 別紙第 9 飛行場使用許可（承認）書
- 別紙第 10 飛行場使用許可（承認）申請書
- 別紙第 11 指定射撃場指定許可（取消）申請副申書
- 別紙第 12 行政財産登録申請書
- 別紙第 13 発生材引継書
- 別紙第 14 建物標識
- 別紙第 15 仮設物台帳
- 別紙第 16 実地監査結果報告書
- 別紙第 17（その 1）各所修繕工事年報
- 別紙第 17（その 2）工事区分別実施状況表（駐屯地施設）
- 別紙第 17（その 3）工事区分別実施状況表（宿舎）

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊における施設の維持、保存及び運用（以下「管理」という。）に関し必要な事項を定める。

### （定義）

第 2 条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）取扱規則 防衛省所管国有財産取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 118 号）をいう。
- （2）訓令 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和 38 年防衛庁訓令第 30 号）をいう。
- （3）施設取得等訓令 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 66 号）をいう。

- (4) 他省庁財産 使用承認を受けて使用する他省庁（衆議院、参議院、各省、最高裁判所及び会計検査院をいう。以下同じ。）が所管する財産及び他の部局（防衛省を統括部局とする部局以外の部局をいう。以下同じ。）に所属する財産をいう。
- (5) 民公有財産 契約に基づき又は使用等の許可を受けて使用する民有又は公有の不動産及びその従物をいう。
- (6) 飛行場管理者 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 105 号）第 17 条第 1 項に規定する飛行場管理者をいう。
- (7) 組立式構造物 物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）第 2 条に規定する物品であつて、木造、鉄骨又はこれらに類する材料を主要構造部分に用い、組立、解体及び運搬が容易な架構式構造物（附帯工作物を含む。）をいう。
- (8) 仮設物 使用目的、仕様規格及び構造が臨時的なもので、物品として取り扱い地上に構築するものをいう。
- (9) 部局長 大臣官房会計課長及び地方防衛局長並びに地方防衛支局長をいう。

（方面総監）

第 3 条 方面総監は、方面区内に所在する施設の管理に関し供用事務担当官（中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長たる供用事務担当官を除く。以下、次条、第 10 条、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 29 条及び第 32 条において同じ。）の事務を総括するものとする。

2 方面総監は、自衛隊地方協力本部及び分屯地として供用された施設に係る供用事務担当官に準ずる事務を行わせるため、当該部隊等に属する職員を補助者に指定することができる。この場合において、補助者の指定は努めて官職によるものとする。

（供用事務担当官）

第 4 条 供用事務担当官は、訓令第 9 条に規定する維持及び保存のほか、他省庁財産及び民公有財産についての維持及び保存を行うものとする。

2 前項の維持及び保存を行うため取扱規則第 8 条ただし書の規定により管理人を配置する必要がある場合は、管理人配置申請書（別紙第 1）により部局長に申請し、その承認を得るものとし、また配置を解いたときは、その旨を部局長に通知するものとする。

（使用責任者）

第 5 条 供用事務担当官は、陸上自衛隊服務規則（昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 38 号）第 22 条に基づき施設の割当てを行ったときは、建物及び工作物

(以下「建物等」という。)ごとに、使用責任者を定めて責任区分を明らかにするものとする。

- 2 建物等の使用責任者は、使用者から不良の通知を受けた場合及び使用者の違反行為を確認した場合は、速やかに供用事務担当官にその旨を通知するものとする。

(使用者)

第6条 建物等の使用者は、使用中の建物の愛護に努めるとともに、不良箇所を発見した場合は速やかに使用責任者に通知するものとする。

(方面総監の経由)

第7条 供用事務担当官は、施設の管理に関して部局長に対する申請、通知及び意見の提出を行うときは、方面総監が別段の定めをする場合を除き方面総監を経由しなければならない。

- 2 供用事務担当官は、部局長から施設に関する資料の作成等について協力の依頼を受け、それに応じようとする場合には方面総監を経由して依頼を受けた場合を除き、あらかじめ方面総監の承認を受けなければならない。
- 3 中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長たる供用事務担当官にあつては、前2項の規定において、「方面総監」とあるを「陸上幕僚長」と読み替えるものとする。

## 第2章 取扱手続

### 第1節 使用

(完成前の使用)

第8条 供用事務担当官は、施設取得等訓令第32条の規定により完成前の施設を使用しようとする場合は、工事完成前使用申請書(別紙第2)により部局長に申請するものとする。この場合において、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長たる供用事務担当官にあつては陸上幕僚長を経由するものとする。

(施設の保全)

第9条 供用事務担当官は、供用の手続の完了していない施設又は用途廃止手続中の施設について部局長から保全の要請を受けた場合は、責任区分を明らかにしてその要請を受理することができる。

(供用事務担当官の指定の変更)

第10条 方面総監は、供用事務担当官の指定を変更(同一部局内において、用途変更及び所属口座の移動(分割を含む。))を伴わないで、現に供用を受けている施設の供用事務担当官を他の供用事務担当官に変更することをいう

- 。) することが必要であると認める場合は、供用事務担当官指定の変更申請書（別紙第3）により陸上幕僚長に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 方面総監は、前項の承認を受け供用事務担当官の指定の変更を実施したときは、速やかに部局長にその旨を通知するとともに、その写しを関係供用事務担当官に送付するものとする。

## 第2節 維持及び保存

### （実態把握）

- 第11条 方面総監、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長は、毎年1回別に定めるところにより施設の異動状況及び現況を調査し、その実態を把握するものとする。
- 2 供用事務担当官はその管理する施設について、次の各号に掲げる事項を調査し、常に現況を明らかにし、速やかに必要な処置を行うものとする。この場合自ら処置できない事項については部局長に通知するものとする。
- （1） 使用目的及び使用状況の適否
  - （2） 台帳の写し及び附属の図面と符号しない行政財産の有無
  - （3） 境界が侵されたり不明になっている土地の有無
  - （4） 部局長が使用を承認又は許可した場合における使用状況の適否
  - （5） 不用の施設又は取壊しを要する施設の有無
  - （6） 前各号のほか施設の管理上必要と認める事項
- 3 供用事務担当官は、その管理する直轄工事に係る施設について、施工の不備に起因し発生した欠陥等を認めた場合は別に定めるところにより方面総監（中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長にあつては、陸上幕僚長）に報告するとともに部局長に通知するものとする。（施定第10号）
- 4 前項の報告を受けた方面総監は、部局長と協議し、別に定めるところにより陸上幕僚長に報告するものとする。（施定第10号）

### （修繕）

- 第12条 訓令第10条の規定に基づき、供用事務担当官が行政財産（所管換（受）手続中の普通財産を含む。次条において同じ。）について実施することができる修繕工事の範囲は、別紙第4のとおりとする。
- 2 供用事務担当官は、他省庁財産（所管換（受）及び所属替（受）手続中の財産を除く。次条において同じ。）及び民公有財産については、別紙第4に定める補修工事に限り実施することができる。ただし、施設の維持上特に必要と認めるときは、使用承認又は契約の条件の範囲内で、方面総監の定めるところにより改修工事を行うことができる。なお、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長にあつては、その都度、陸上幕僚長と協議するものとする。

(模様替)

第13条 供用事務担当官が行政財産について実施することができる模様替工事の範囲は、別紙第5のとおりとする。

- 2 供用事務担当官が行政財産について前項の範囲を超える模様替工事を実施しようとするときは、模様替工事实施申請書（別紙第6）により、順序を経て陸上幕僚長の承認を受けるものとする。
- 3 供用事務担当官は、他省庁財産及び民公有財産については模様替工事を行ってはならない。ただし、隊務運営上特に必要と認めるときに限り、方面総監又は陸上幕僚長の承認を受けた後、部局長に申請して実施することができる。

### 第3節 国以外の者及び他の省庁等の使用

(使用の手続)

第14条 供用事務担当官は、訓令第11条又は訓令第15条の規定に基づき、部局長に意見を提出しようとする場合又は部局長からの協議に応じようとする場合には、別紙第7に定めるところにより方面総監又は陸上幕僚長の承認を受けるものとする。この場合において、陸上幕僚長の承認を受けるときは、行政財産（他省庁財産等）使用許可（承認）副申請書（別紙第8）により順序を経て行うものとする。

- 2 他省庁財産の使用許可については前項に準じて取り扱うものとする。

(使用状況の確認等)

第15条 供用事務担当官は、前条の使用について部局長の許可又は承認があったときは、当該使用の状況を実地に確認するものとする。この場合において、使用者が使用の許可又は承認の条件に違反したと認めるときは、供用事務担当官は速やかに使用者に対して是正の処置を求めるものとし、使用者がこれに応じないときは部局長及び方面総監（中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長にあっては陸上幕僚長）にその旨を報告するものとする。

(飛行場使用の特例)

第16条 供用事務担当官は、訓令第14条第1項の規定により、飛行場の使用について許可又は承認しようとする場合は、部隊等の隊務運営上支障がないことを確認の上、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 使用する期間が引き続き2日以内のときは、当該飛行場管理者と協議の上、飛行場使用許可（承認）書（別紙第9）を交付する。
- (2) 使用する期間が引き続き2日を超え30日以内のときは、当該飛行場管理者と協議の上、方面総監の承認を受けた後飛行場許可（承認）書を

交付する。

(3) 前号に掲げる以外の場合は、訓令第 11 条の規定によるものとし、供用事務担当官が部局長に意見を提出しようとする場合又は部局長からの協議に応じようとする場合には、あらかじめ飛行場使用許可（承認）申請書（承認書）（別紙第 10）により意見を添え順序を経て陸上幕僚長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 供用事務担当官は前項第 3 号により、部局長が飛行場の使用を許可又は承認した場合にあっても訓令第 14 条第 2 項の手続をとらなければならない。

3 他省庁財産である飛行場の使用許可又は承認については、前 2 項に準じて行うものとする。

（飛行場の使用料）

第 17 条 供用事務担当官が訓令第 16 条の規定により飛行場の使用料の徴収に関する事務を行う場合は、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第 16—1 号（46. 2. 25））第 8 条に規定するところによる。

（射撃場の使用）

第 18 条 供用事務担当官は国以外の者が射撃訓練を行う場合の射撃場の使用については、指定射撃場に限り使用の申請を受理することができる。

2 指定射撃場の指定、申請者の資格及び射撃を許可することができる銃、射距離の制限等については別に定めるところによる。

3 方面総監は、指定射撃場でない射撃場を指定射撃場として使用することについて申請を受けた場合又は部局長から指定の可否について協議があった場合は、指定射撃場指定許可（取消）申請副申書（別紙第 11）により意見を添えて陸上幕僚長に申請し、その承認を受けた後、部局長に対し指定を依頼し、又は指定の可否を回答するものとする。

4 方面総監は、射撃場の廃止その他の理由により指定の取消しを必要とする場合又は部局長から指定の取消しの協議を受けた場合は前項に準じて取り扱うものとする。

5 方面総監は、射撃場が指定されたとき又は指定の取消しを受けたときは、その指定又は取消しの通知の写しを陸上幕僚長に送付するものとする。

#### 第 4 節 新営取得協議資料の送付及び行政財産への登録

（新営取得協議資料の送付）

第 19 条 工事実施者は、施設取得等訓令に示す部隊施工工事及び部隊外注工事で建物（同従物を含む。）及び工作物を建設する場合は事前に国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 14 条に示す協議のための資料を部局長に送付するものとする。

(行政財産への登録)

第 19 条の 2 供用事務担当官（第 1 号にあつては工事実施者）は、次の各号に定めるものについては、行政財産として登録を部局長に申請するものとする。

- (1) 施設取得等訓令に示す部隊施工工事及び部隊外注工事で建設した建物（同従物を含む。）及び工作物
- (2) 国有財産台帳等取扱要領について（財理第 1859 号（13. 5. 24））第 6 第 2 項に定める立木竹
- (3) 防衛省が所管換等により行政財産を取得した場合において、数量等の誤りを発見した場合における財産
- (4) 陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第 71—5 号（19. 1. 9））第 81 条第 1 項第 3 号の規定により陸上幕僚長の承認を受けた物品

2 供用事務担当官は、前項各号に掲げる以外のものを行政財産に登録しようとするときは、部局長と協議の上、順序を経て行政財産登録申請書（別紙第 12）を陸上幕僚長に提出し、承認を受けた後、部局長に申請するものとする。

## 第 5 節 処分等

(立木竹の取扱い)

第 20 条 供用事務担当官は、演習場の効率的な運用を図るため必要と認めるときは、方面総監があらかじめ部局長と取り決めた範囲内で立木竹を伐採することができる。この場合、伐採した立木竹は、次条第 1 項に準じて処置するものとする。

(発生材の取扱い)

第 21 条 供用事務担当官は施設取得等訓令に規定する部隊施工工事及び部隊外注工事又は修繕及び模様替並びに用途廃止に係る工事等に伴い行政財産から生じた発生材を使用可能品と不能品に区分して、発生材引継書（別紙第 13）により供用事務担当官の所属する業務隊等の分任物品管理官に引き継ぐものとする。この場合、分任物品管理官に引き継ぐことが適当でないときは、方面総監の承認を経て他の分任物品管理官に引き継ぐことができる。

2 供用事務担当官は施設取得等訓令に規定する直轄工事又は委託工事に伴い生じた発生材のうち、部隊等で必要とするもの並びに他省庁財産及び民公有財産に生じた発生材については、あらかじめ供用事務担当官と部局長が協議し定めたところにより処理するものとする。

(発生材の保管)

第 22 条 供用事務担当官は、部局長から発生材の保管を依頼されたときは、隊務に支障のない範囲でこれを保管することができる。この場合、次の各号に掲げる事項を明らかにした依頼書を求めるものとする。

- (1) 工事件名
- (2) 工事場所
- (3) 保管の目的
- (4) 物件の名称、規格及び数量
- (5) 保管の期間
- (6) 保管の方法及び条件
- (7) 火災、盗難の防止処置及び責任の範囲
- (8) 前号に掲げるもののほか供用事務担当官が必要と認める事項

2 供用事務担当官は、前項の発生材についてあらかじめ部局長から保管解除の通知を受け、かつ、その指定した搬出者が搬出を申し出た場合、自ら又は関係職員を立ち合わせ、搬出者の携行する保管解除通知書を確認して搬出させるものとする。

#### 第 6 節 境界標及び建物標識

(境界標設置の立会い)

第 23 条 供用事務担当官は、部局長が訓令第 22 条第 1 項の規定に基づき境界標を設置する場合は、自ら又は所属の職員を実施に立ち合わせて確認しなければならない。

(建物標識)

第 24 条 訓令第 22 条第 3 項に規定する建物標識の規格等及び取付要領は別紙第 14 によるものとする。

#### 第 7 節 仮設物

(仮設物)

第 25 条 供用事務担当官が仮設物を設置する場合は、あらかじめ部局長に意見を徴するものとする。

- 2 仮設物を設置した場合は、仮設物台帳（別紙第 15）に登載するものとし、供用事務担当官の所属する業務隊等の分任物品管理官において物品管理簿に登録する。
- 3 仮設物の使用期間が終了し、又は使用目的を達成した場合は、不用決定を行い物品管理簿から払い出すとともに遅滞なく取り壊し、仮設物台帳を抹消するものとする。

### 第3章 記録整理

(台帳の写し)

第26条 供用事務担当官は、台帳の写しを備えようとするときは、部局長に対し、その作成について依頼することができる。

(台帳整理の通知書の整理及び保管)

第27条 供用事務担当官は、訓令第23条の規定に基づき、部局長から受けた台帳整理の通知書及び附属図面等を台帳の写しの口座ごとに整理して保管するものとする。

(修繕及び模様替による台帳価格の算定)

第28条 供用事務担当官が訓令第10条第2項に該当する場合に行う部局長に報告するための国有財産台帳価格の算定は、次のとおりとする。

- (1) 外注工事により実施した場合は、当該工事費による。
- (2) 隊力を使用して実施した場合は、別に示すところによる。
- (3) 供用財産に付加して、又は隣接して国有財産を取得した場合は、その工事費を台帳価格に加算し、供用財産を減少した場合には、減少部分の台帳価格又は見積価格を国有財産台帳価格から控除する。

### 第4章 報告等

(実地監査結果の報告)

第29条 方面総監は、供用事務担当官が国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項又は国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2に規定する実地監査を受けたときは、その結果を取りまとめ、速やかに実地監査結果報告書（別紙第16）により陸上幕僚長に報告するものとする。（会定第1号）

2 中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長たる供用事務担当官が前項の実地監査を受けたときは、前項の様式によりその都度陸上幕僚長に報告するものとする。（会定第1号）

(施設状況調査報告書)

第30条 方面総監、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長は第11条第1項に定める調査の結果について、毎年3月31日現在を次年度8月31日までに陸上幕僚長に報告するものとする。この場合において、部局長から依頼を受けたときは、当該調査資料を送付することができる。（施定第11号）

(各所修繕工事年報)

第31条 方面総監、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長は、修繕又は模様替工事について各所修繕工事年報（別紙第17）を作成し、毎年4月末日ま

で陸上幕僚長に報告するものとする。（施定第 12 号）

## 第 5 章 雑則

### （事務の委任）

第 32 条 方面総監は、供用事務担当官が部局長に対し、申請、通知及び協議等を実施しようとする場合の様式については、訓令及びこの達に定める場合を除きあらかじめ部局長と協議し、定めるものとする。

- 2 中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長は前項の規定により東部方面総監が定める様式を準用して所要の手続を行うものとする。

### 附 則

- 1 この達は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 55 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 81—1—1 号）

この達は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 63 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 81—1—2 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 7 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 81—1—3 号）

- 1 この達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 9 年 1 月 17 日陸上自衛隊達第 122—132 号）

この達は、平成 9 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—155 号）

- 1 この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

2 この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の給水施設取扱規則第3条、電気施設取扱規則第1条、消防に関する達第1条及びボイラー及び圧力容器取扱規則第1条中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と読み替えるものとする。

附 則（平成14年2月25日陸上自衛隊達第81—1—4号）  
この達は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号）  
この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）  
この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月31日陸上自衛隊達第81—1—5号）  
この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）  
この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成27年10月1日陸上自衛隊達第81—1—6号）  
この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日陸上自衛隊達第81—1—7号）  
この達は、平成30年3月13日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122—302号）  
この達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号）  
この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日陸上自衛隊達第81—1—8号）  
この達は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和4年3月31日陸上自衛隊達第81—1—9号）  
この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日陸上自衛隊達第81—1—10号）  
この達は、令和5年4月1日から施行する。

番 号  
年 月 日

殿

供用事務担当官  
(官職名)  
(公印省略)

管 理 人 配 置 申 請 書

「防衛省所管国有財産取扱規則」第8条ただし書の規定に基づき、  
庁舎等の管理人を配置したいので下記のとおり申請する。

記

1	管理人を居住させようとする事由				
2	当該財産の口座名				
3	当該財産の所在地名				
4	使用する建物の明細	種目	細分	構造	当該建物の面積
5	管理人の官職氏名及び家族数				
6	方面総監の意見				
7	特記事項				

寸法：日本産業規格 A 4  
別紙第 2（第 8 条関係）

番 号  
年 月 日

殿

供用事務担当官  
(官職名)  
(公印省略)

工事完成前使用申請書

下記のとおり工事完成前に使用したいので申請する。

記

1 所在地名						
2 口座名						
3 物件の明細（将来国有財産台帳に登録される事項を含む。）						
区分	種目	細分	構造物	数量	建設月日 (予定を含む。)	摘要
4 使用期間						
5 工事完成前に使用 を希望する事由						
6 方面総監の意見						
7 特記事項						

寸法：日本産業規格 A 4

番 号  
年 月 日

陸上幕僚長 殿

方 面 総 監  
(公印省略)

供用事務担当官指定の変更申請書

記

変更前の供用 事務担当官	
変更後の供用 事務担当官	
所在地	
口座名	
供用財産の明細	
変更を必要 とする理由	
特記事項	

別紙第4（第12条関係）

修繕工事の範囲

工事別 区分	補修工事	改修工事
意義	建物等の減耗を回復して原形に近づけるために行う工事で純然たる修繕をいう。	修繕に伴い、構造部以外の材質等を改良して、財産の能率若しくは能力を高め、又は耐用命数を増加させる工事をいう。
実施の条件	構造、規格、寸法及び仕様等を変更しないこと。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 修繕が主で、改良は従であること。</li> <li>2 建物等の維持上必要最小限の範囲であること。</li> </ol>

<p>工事対象の 範囲</p>	<p>1 建物関係</p> <p>(1) 構造部</p> <p>ア 主要構造部（基礎、基礎杭、壁、小屋組、土台、斜材、床板、屋根板、横架材等）</p> <p>イ 他の構造部（構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、その他これに類する部分）</p> <p>(2) 雑作及び表装類</p> <p>(3) 建具等（ガラス、網、附属金物等を含む。）</p> <p>(4) 従物</p> <p>2 工作物関係</p> <p>(1) 門及び囲障</p> <p>(2) 道路敷及び舗床</p> <p>(3) 土留、岸壁</p> <p>(4) 橋梁</p> <p>(5) 軌道</p>	<p>左欄に掲げるものの修繕に際してその材質、企画、寸法及び使用等を変更する工事で、次に掲げるもの及びこれに準ずるもの。</p> <p>1 下見板張りをモルタルに改良</p> <p>2 トタンぶきの屋根をかわらぶきに改良</p>
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (6) 給水施設（取水施設、貯水施設、導水施設、送水施設、浄水施設、配水施設、給水装置及びこれらの附属物等）
- (7) 屎（し）尿処理（雨水排水を含む。）施設（貯留設備、浄化・排水施設及びこれらの附属物等）
- (8) 電気施設（発電装置、送受電装置、変電装置、電力線路、蓄電装置、照明装置、及びこれらの附属物等。ただし、管球類は除く。）
- (9) ボイラー施設（ボイラー、送汽管路、還水管路、給水装置、暖房装置、煙突、煙道及びこれらの附属物等）
- (10) 空気調節装置（空気調節機、空気供給及び還气管路、通風装置及びこれらの附属物等）
- (11) 消防用設備（貯水池、貯水槽（そう）、消火栓、送水口、加圧ポンプ、スプリンクラー、火災報知機及びこれらの附属物等）
- (12) 通信用空中線施設（空中線柱、給電線柱、空中線、給電線及びこれらの附属物等）
- (13) 電話（電信）施設（ケーブル、電柱、マンホール、ハンドホール、端子ばこ及びこれらの附属物等）
- (14) 貯油槽設備（附属物を含む。）
- (15) 冷室装置（冷凍室、冷蔵室及びこれらの附属物等）
- (16) 射場施設（監的壕（ごう）、

標的作動装置、跳弾防止覆い、  
雨水浸透防止覆い、射門、射座、  
射だ及びこれらの付属物等)

(17) トンネル

(18) 昇降機設備（附属物等を含  
む。）

(19) 起重機設備（附属物等を含  
む。）

(20) 諸標

(21) その他財産として登録され  
ている工作物及び雑工作物

## 模様替工事の範囲

工事別 区分	修繕模様替工事	軽微な模様替工事
意義	修繕に伴い建物等の主要構造部又は他の構造部を変更する工事をいう。	建物等の主要構造部又は他の構造部を変更するために単独に行う軽微な工事をいう。
実施の条件	1 修繕が主で模様替は従であること。 2 財産の価値を著しく増加させないもの、又は維持上最小限妥当と認める範囲であること。	建物等の耐用命数の延長を図るもの又は隊務運営上特に必要とするものであること。
工事対象の範囲	補修工事欄に掲げるものの修繕に際して、構造部の材質、規格、寸法及び仕様等を変更する工事で次に掲げるもの及びこれに準ずるもの。 修繕に伴って、基礎の木ぐいをコンクリートに変更	1件当たりの工事費が、建物等の財産価格の30%以下で、かつ、100万円以下の軽微な模様替工事については、方面総監の定める範囲

番 号  
年 月 日

殿

供用事務担当官  
(官職名)  
(公印省略)

模様替工事実施申請書

下記のとおり模様替工事を実施したいので申請する。

記

1	口 座 名						
2	工 事 件 名						
3	財産区分 (該当部分に○を付す。)	(1) 行政財産	普通財産 (2) (所管換受ける。)	普通財産 (3) (所管換受けない。)	(4) 他省庁財産	(5) 民公有財産	
4	工 事 種 別 ( " )	(1) 修繕模様替		(2) 軽微な模様替			
5	施 工 区 分 ( " )	(1) 外 注			(2) 自 隊		
6	工事対象財産の台帳記載事項						
	区 分	種 目	構 造	細 分	数 量	価 格	摘 要
7	工事を必要とする 事 由						
8	工 事 概 要						
9	添 付 書 類 配置図、模様替計画図、工事費内訳明細書						

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 提出部数2部（他省庁財産及び民公有財産にあつては3部）とする。  
2 この様式は、部局長等に申請する場合において、別紙として用いることができる。

## 使用承認の範囲

承認権者	承認範囲	
陸上幕僚長	1 方面総監が承認する範囲以外の使用 2 方面総監が承認する範囲であって、その使用が所管換、所属替、用途廃止等を前提とし、あるいは見込まれる場合 3 方面総監が承認する範囲であって、その使用が全陸上自衛隊の施設に影響することが見込まれる場合	
方面	1 使用者の別	ア 部局間 取扱規則第20条に基づくとき
		イ 他省庁 訓令第18条第2項に基づき、かつ、取扱規則第19条第3項に定める期間内の場合
		ウ 一般 (1) 土地又は建物 取扱規則第26条に基づき、別表第2の範囲内で、かつ、取扱規則第21条第2項に定める期間内の場合 (2) 土地又は建物以外 訓令第18条第2項に基づき、別表第2の範囲内で、かつ、取扱規則第21条第2項に定める期間内の場合
総監	2 用途の別及び継続事業	ア 取扱規則第21条第1項に掲げる場合 イ 防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第12条、第13条及び第14条の規定に基づく場合 ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条及び第144条の5の規定に基づく場合 エ 指定射撃場における射撃訓練のための使用 オ 所管換、所属替、用途廃止等で施設取得等基本計画書において、防衛大臣の承認があった後、当該取得等事務が終了するまでの間の使用 カ 陸上幕僚長が承認権者である使用で、現に使用を許可されている者から当該財産を引き続き使用することについて、使用許可申請書の提出があった場合

番 号  
年 月 日

陸上幕僚長 殿

供用事務担当官  
（官職名）  
（公印省略）

行政財産（他省庁財産等）使用許可（承認）副申請書

下記のとおり出願を受けたので申請する。

記

1	件名					
2	使用許可物件の台帳記載事項及び許可物件					
(1)	所在地名					
(2)	口座名					
(3)	物件の明細					
	財産別	区分	種目	細分	構造規格	数量
3	使用許可をする相手方					
4	使用許可の期間及び条件					
5	使用許可をする事由					
6	方面総監の意見					
7	特記事項					
8	添付書類 配置図、詳細図、相手方の利用計画図					

番 号  
年 月 日

殿

供用事務担当官  
官職氏名 ㊟

下記のとおり使用を許可（承認）する。

記

1 件 名	
2 所 在 地 名	
3 口 座 名	
4 使用許可 (承認) 期間	
5 使用 目 的	
6 使用許可 (承認) の範囲	
7 使用許可（承認） の 条 件	<p>(1) 部隊の運営、訓練等の妨げにならないこと。</p> <p>(2) 許可（承認）施設以外の使用は禁止する。</p> <p>(3) 次の各号の一つに該当するときは、使用を取り消す。 ア 使用者が許可（承認）の条件に違背したとき。 イ 部隊において許可（承認）物件を必要とするとき。</p> <p>(4) 使用者の責に帰する事由により使用物件等を滅失又はき損したときは、使用者は、損害賠償金を支払うか又は原状回復をすること。</p>
8 使 用 料	
9 特 記 事 項	

番 号  
年 月 日

殿

供用事務担当官  
(官職名)  
(公印省略)

飛行場使用許可（承認）申請書

下記のとおり出願を受けたので申請する。

記

1 件 名		
2 使用を許可（承認）する飛行場	財 産 別	
	所 在 地 名	
	口 座 名	
	滑走路の構造	
	滑走路の規格	
	使 用 範 囲	
3 使用を許可（承認）する相手方		
4 使用の許可（承認）の期間及び条件		
5 使用許可（承認）する事由		
6 方面総監の意見		
7 添付書類	出願書の写し	

番 号  
年 月 日

陸上幕僚長 殿

方 面 総 監  
(公印省略)

指定射撃場指定許可 (取消) 申請副申書  
記

射 場 名 称					
口 座 名					
所 在 地					
射 撃 場 の 明 細		射撃場型式	射 座 (m・m)	的 数 (的型式)	使用可能銃 (銃名称・口径)
使用させ ようとする 相手方	氏 名				
	住 所				
使用させようとする 理 由					
特 記 事 項					

番 号  
年 月 日

殿

供用事務担当官  
(官職名)  
(公印省略)

行政財産登録申請書

下記のとおり編入したいので申請する。

記

1 件 名							
2 所在地名							
3 登録しようとする国有の物件	分類・区分	品 名	数 量	取得年月日 事 由	取得予算 科目金額		
4 登録後の台帳 記載事項	口 座 名						
	区分	種目	細分	規格・構造等	数 量	金 額	備考
5 登録しようとする事由							
6 予想耐用年数							
7 方面総監の意見							
8 添付書類	案内図、配置図、駐屯地恒久施設整備計画、設計書 等						

寸法：日本産業規格 A 4

番 号  
年 月 日

分任物品管理官  
(官職名) 殿

供用事務担当官  
(官職名)  
(公印省略)

発 生 材 引 継 書

下記のとおり引継ぎする。

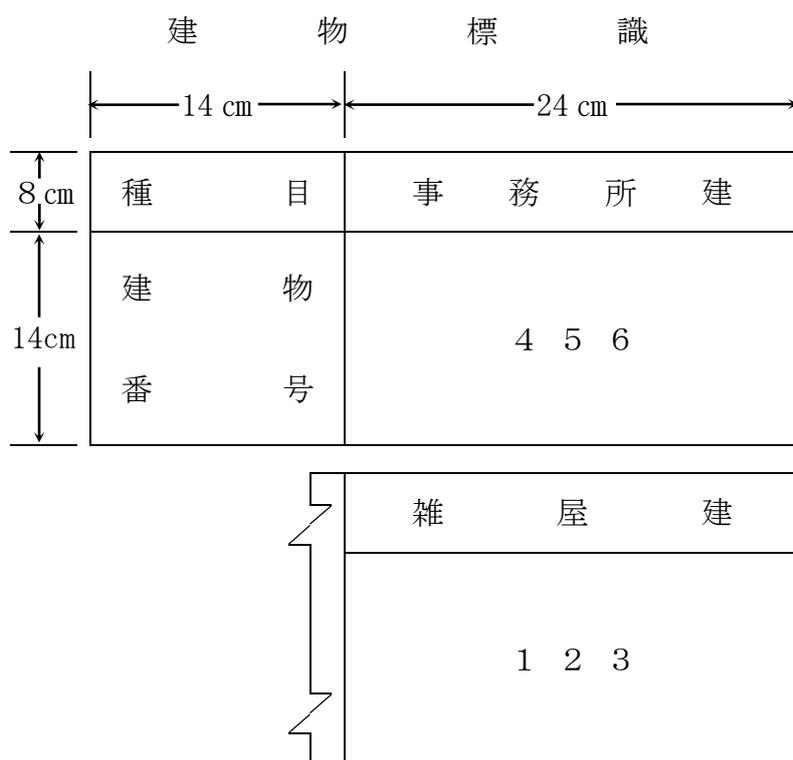
記

工 事 名							
工 事 場 所							
工 期							
解体前の財産	区 分	種 目	細 分	建物等番号	面 積	構 造	備 考
	(建 物) (工作物)						
発生材材料名	形状寸法	単 位	数 量	単 価 (評価額)	金 額 (評価額)	備 考	
////////////////////							
合 計							

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：単価金額欄は使用可能品についてのみ見積額を記載する。

別紙第 14 (第 24 条関係)



建物標識の作成及び取付け要領等

- 1 建物番号は、建物の種目ごと 1 棟ごとに一連に付与するものとし、台帳の写しに記載の整理番号と符号させるものとする。
- 2 建物標識の大きさ及び字体は、上記図を基準とする。
- 3 建物標識は、耐久性及び補修の容易性を考慮した板状の材料を使用し、文字、枠は黒色とする。
- 4 建物標識を取り付けることが困難な建物には、上記の要領により当該建物に油性ペイントをもって直接仕上げることができる。
- 5 建物標識の取付け又は記載場所は、当該建物の主出入口又は外壁の識別しやすい場所とする。

仮 設 物 台 帳

					索引番号	
所在地						
口 座 名						
区 分		仮設物番号	第 号	名 称		
構造	構造	屋 根				
	基礎及び床	壁				
数 量		価 格				
使用目的						
使用期間						
設置承認						
設置月日		自 令和 年 月 日・至 令和 年 月 日				
期間満了後の処置						
図 面 番 号		経費の支出科目				
備 考						

添付図面：配置図、構造図、平面図

寸法：日本産業規格 A 4

番 号  
年 月 日

陸上幕僚長 殿

方 面 総 監  
(公印省略)

実 地 監 査 結 果 報 告 書  
(会定第 1 号)

標記について、下記のとおり報告する。

記

監査 機関	監査対 象部隊 等	監査 根拠	指 摘 事 項	要措置事項

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領

- 1 監査等機関は、財務省の機関名を記載する。
- 2 監査根拠は、監査機関の監査結果通知書等に示された根拠法令等名を記載
- 3 指摘事項は、監査対象部隊等ごと指摘の概要を記入する。  
あわせて、監査結果通知書等の写しを添付する。
- 4 要処置事項欄は、指摘事項中陸上幕僚監部において処置すべき事項について記載する。

番 号  
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発 簡 者 名  
(公印省略)

各所修繕工事年報 (令和 年度)  
(施定第 12 号)

1 契約済額明細表

単位：円

施工区分別		工 事 種 類 別								合 計 (a) + (b) = (c) + (d) + (e)	工事 件数	備 考
外注 施工費	自 隊 施工費	駐屯地施設 (C)						公務 員宿 舎 (d)	陸上自 衛隊以 外の施 設 (e)			
(a)	(b)	土木	建築	給排水	給気	電気	通信					

2 特定工事実施状況明細表

区分	施工区分		工事件名	金 額	工 期	工事概要	備 考
	外注	自隊					

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領

- 「契約済額明細表」は、当該年度中、各駐屯地において契約を完了した工事（材料購入、役務調達を含む。）について方面ごとの合計額を記載する。
- 「陸上自衛隊以外の施設」欄は、陸上自衛隊が供用を受けている施設で、海上自衛隊、航空自衛隊、地方防衛局又は自衛隊地方協力本部で使用している施設に要した経費を記載する。
- 「工事件数」欄は、1 契約行為を 1 件としてその集計を記載する。
- 「特定工事実施状況明細表」は、当該年度中陸上幕僚監部から特別に経費を示達された工事又は 1 件の工事金額が 100 万円を超える工事契約を完了したものについて記載する。

別紙第 17 (その 2) (第 31 条関係)  
工事区分別実施状況表 (駐屯地施設)

(単位:円)

工 事 区 分		金 額	工 事 件 数	備 考
大 区 分	小 区 分			
土 木	自訓コース			
	構内道路			
	外さく			
	その他			
建 築	屋 根			
	建 具			
	便所・洗面所			
	浴 場			
	食堂・ちゅう房			
	外部補修			
	内部補修			
	その他			
給 気	屋外(内)給気配管			
	ボイラー補修			
	空気調和設備			
	その他			
給 排 水	給水管			
	給水設備			
	污水配管			
	污水处理施設			
	その他			
電 気	電柱・装柱機等			
	架空線(内、外)等			
	受配電設備			
	その他			
通 信	空中線			
	電柱、電話線路			
	その他			
消 防 設 備				
ガ ス 設 備				
他 幕 等 支 援	海上自衛隊			
	航空自衛隊			
	施設等機関			
	特別の機関			
そ の 他	災害復旧			
	維持用補修資材購入			

寸法:日本産業規格 A 4

記載要領

- 1 「小区分」の項(維持用補修資材を除く。)は、外注施工、自隊施工により実施した工事の合計金額及び合計件数を記載する。
- 2 「維持用補修資材購入」の金額欄は、維持用備蓄資材の購入に要した経費を記載する。

## 別紙第 17 (その 3) (第 31 条関係)

## 工事区分別実施状況表 (宿舎)

(単位 : 円)

工 事 区 分		金 額	工 事 件 数	備 考
大 区 分	小 区 分			
土 木	道 路			
	外さく			
	その他			
建 築	屋 根			
	建 具			
	外部補修			
	内部補修			
	ベランダ手すり			
	結露防止			
	風呂がま・浴槽			
	畳			
給 排 水	給水管			
	給水設備			
	污水管			
	污水处理施設			
	その他			
電 気 設 備				
ガ ス 設 備				
そ の 他	災害復旧			
	蟻 (ぎ) 害復旧			

寸法 : 日本産業規格 A 4

## 記載要領

「小区分」の項は、外注施工、自隊施工により実施した工事の合計金額及び合計件数を記載する。